

日高市地域公共交通計画における 目標達成のための施策事業について

第4回日高市地域公共交通協議会 交通戦略部会
2024年11月11日 @日高市役所



目標達成のための施策事業（計画書素案より一部抜粋）

- 市内全域に乗降ポイントを設定し、自宅並びに市内乗降ポイントでの乗降が可能な予約制の新たな移動手段の確保を図ります。
- 新たな移動手段（おでかけタクシー）の導入と併せて、鉄道または路線バスとの乗り継ぎ利用の促進を図ります。

施策①-1-1

既存の公共交通を補完する新たな移動手段の導入

（１）現状・課題

- 鉄道・バスなどの基幹的公共交通の徒歩圏カバー率は50.6%となっており、市内約半数の方が既存公共交通の利用が難しいエリアに居住しています。
- また、既存公共交通が利用可能なエリアであっても、運行ダイヤが1時間に1本など、利用可能な時間帯が限られる路線もあります。

（２）目的

- 「既存公共交通の利用が難しい地域での移動の支援」と「公共交通の利用が難しい時間帯の移動の支援」の両立を図ることを目的とします。

（３）取組内容

- 市内全域に乗降ポイントを設定し、自宅並びに市内乗降ポイントでの乗降が可能な予約制の新たな移動手段（おでかけタクシー）を導入します。
- 乗継ポイントとなる市内鉄道駅から、**鉄道または路線バスに乗り継ぎ、目的地まで向かう方を対象に利用料金の一部を割引く**など、連携促進を図ります。

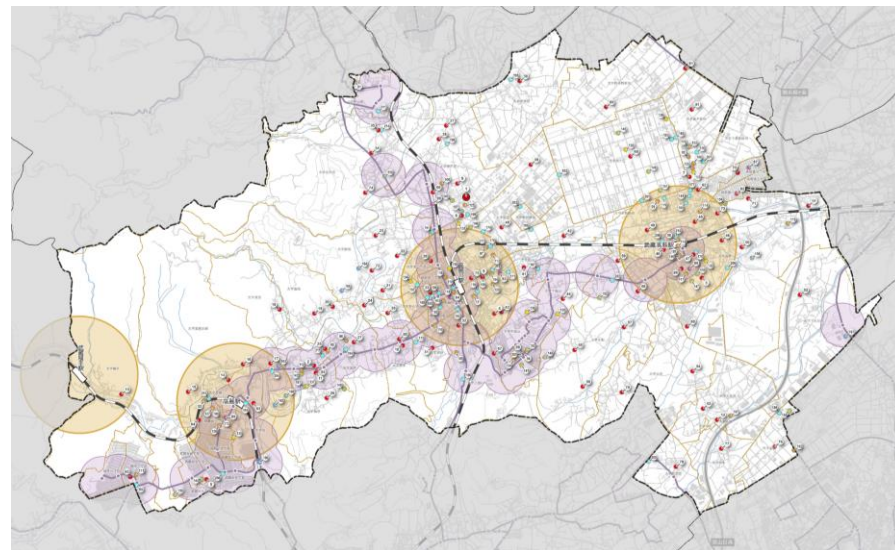


図 新たなモビリティ停留所候補一覧及び
既存バス停・鉄道駅からの徒歩圏域

目標達成のための施策事業（計画書素案より一部抜粋）

- 公共交通軸の維持確保に向けて、交通事業者との調整のもと、国庫補助や県の補助を活用するとともに、運行経費一部補助など、市として可能な支援を行います。
- 地域おたすけ隊や地域自主運行等の運行経費の一部補助を行います。

施策②-1-1

公共交通軸の維持・確保

（１）現状・課題

- 本市の公共交通軸（鉄道交通軸・基幹的なバス交通軸（１日片道30本以上の運行本数）・維持すべきバス交通軸）は、民間交通事業者による自助努力のもと、運行が継続されてきました。
- 日高・飯能路線をはじめ、利用者の減少や乗務員不足による安定的な運行が見込めず、苦渋の決断のもとで廃止を検討せざるを得ない系統も出てきています。
- 公共交通は、今後も市民誰もが利便性ある生活を送る上での基盤として大切であるため、廃止に至る前に必要な措置を行うことが重要です。

（２）目的

- 市民の生活及び本市の発展を支えるために必要な公共交通サービス水準を維持するため、公共交通軸の維持・確保を図ります。

（３）取組内容

- 公共交通軸の維持確保に向けて、交通事業者との調整のもと、**市内既存路線への国庫補助や県の補助の活用を検討するとともに、運行経費の一部補助など、市として可能な支援を行います。**

▼活用可能な補助金の例

交付主体	補助金
国	地域公共交通確保維持改善事業費補助金
埼玉県	埼玉県生活交通路線維持費補助金
埼玉県	埼玉県生活維持路線確保対策費補助

施策②-2-1

福祉施策との連携による移動手段の確保

（１）現状・課題

- 本市では、交通事業者だけでなく、地域おたすけ隊や自治会移送サービス等の地域のボランティアの協力によって、ニーズに応じたきめ細やかな移動手段が提供されています。
- しかし、地域おたすけ隊等の地域のボランティアについて、担える人が偏っており、需要に対して供給が追いつかないことが問題となっています。
- これらは福祉部門が中心となって進めている施策ですが、福祉分野と交通分野は密接に関わっているため、連携して移動手段の確保を図っていく必要があります。

（２）目的

- 福祉施策と連携し、地域のニーズに応じた移動手段が持続的に確保できるようにすることを目的とします。

（３）取組内容（抜粋）

- 地域支え合い事業「地域おたすけ隊」の取組について、**運行経費の一部補助**を行います。
- 現在、武蔵台・横手台市街地で実施されている地域自主運行と同様のデマンド型交通の導入に向けて、**運行経費の一部補助**を行います。

本日の議題／今後の検討項目

- 以下については本日の協議会において協議を行う
 - 各施策事業の詳細内容
 - 数値指標の設定
 - 計画（素案）全体の流れ
- 以下については次回の交通戦略部会までに対応する
 - 計画（素案）のブラッシュアップ

【参考】地域公共交通計画で記載が求められる事項（地域交通法で定められている記載事項）

- 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- 計画の区域
- 計画の目標
- 目標を達成するために行う事業・実施主体
- 計画の達成状況の評価に関する事項
- 計画期間
- その他計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

●：本日の主な議題